

(別添)

国自旅第199号
平成28年10月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及び
その写しの保存の義務化についての一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところである。この中で、旅行業者、利用者等との関係強化策の一環として、運送引受書の記載事項へ運賃の上限額及び下限額を追加することや、手数料等の額(率)に関する取引書面の取り交わしを義務付けることとされたところである。

これを受け、「旅客自動車運送事業運輸規則」(昭和31年運輸省令第44号)を改正し、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から1年間保存することを義務付けることとし、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第一項の運送引受書の記載事項を定める告示」(国土交通省告示第769号)を改正し、運送引受書の記載事項として、運送を引き受ける一般貸切旅客自動車運送事業者が届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額の記載を義務付けたところである。

これらに伴い、「一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの保存の義務化について(平成24年6月29日付け国自旅第208号)」を別紙の新旧対照表のとおり改正するので、遗漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

	改 正 後	改 正 前
1. 運送申込者に対し交付しなければならない文書 運送引受書	<p>1. 運送申込者に対し交付しなければならない文書 運送引受書</p> <p>2. 運送引受書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運送申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 (2) 運送を引受けける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 (3) 運送申込みに係る旅客の団体の名称 (4) 運送を引受けける貸切バス事業者の名称、住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時ににおける連絡先を含む。）並びに貸切バス事業の許可の年月日及び許可番号並びに営業区域 (5) 運送申込みに係る乗車人員 (6) 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数 (7) 事業用自動車の配車の地点及び日時 (8) 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時 (9) 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機をする場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程 (10) 旅客が乗車する区間 (11) 事業用自動車について締結されている損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の概要 (12) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。） (13) 交替運転者を配置しない場合には、その理由 (14) 車掌の乗務の有無 (15) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。） (16) 運行の開始及び終了の地点及び日時 (17) 当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間 (18) 当該運送に係る総走行距離及びその要する時間 (19) 運賃及び料金の額並びに支払方法 (20) 運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額 当該運送に係る運賃及び料金を基に算定した 	<p>1. 運送申込者に対し交付しなければならない文書 運送引受書</p> <p>2. 運送引受書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運送申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 (2) 運送を引受けける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 (3) 運送申込みに係る旅客の団体の名称 (4) 運送を引受けける貸切バス事業者の名称、住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時ににおける連絡先を含む。）並びに貸切バス事業の許可の年月日及び許可番号並びに営業区域 (5) 運送申込みに係る乗車人員 (6) 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数 (7) 事業用自動車の配車の地点及び日時 (8) 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時 (9) 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機をする場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程 (10) 旅客が乗車する区間 (11) 事業用自動車について締結されている損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の概要 (12) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。） (13) 交替運転者を配置しない場合には、その理由 (14) 車掌の乗務の有無 (15) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。） (16) 運行の開始及び終了の地点及び日時 (17) 当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間 (18) 当該運送に係る総走行距離及びその要する時間 (19) 運賃及び料金の額並びに支払方法 (20) 運送を引受けける貸切バス事業者が届け出した運賃及び料金を基に算定した

(21) 特約条項があるときは、その内容

(20) 特約条項があるときは、その内容

3. 運送引受書の作成及びその写しの保存方法等
- (1) 運送引受書には、運行単位（運行の開始から終了まで）毎に、一つの書面に上記2の全ての記載事項を網羅して記載することを基本とする。但し、必要に応じ、例えば、基本契約書と個別契約書とに組み合せることで、複数の書面により全ての記載事項を網羅し、運行単位毎に全ての記載事項を容易に確認できるような方法で写しを保存することも可能とする。
- (2) 運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存するものとする。ただし、年間契約等により、一定期間内の運行に係る手数料又はこれに類するものの額を定めた場合は、運行ごとに当該契約書の写しを運送引受書の写しとともに保存するものとする。
- (3) 運送引受書の写しの保存期間

運送の終了の日から1年間

4. 実施

平成28年11月1日（火）以降に運送引受書を交付するものから実施する。

3. 運送引受書の作成及びその写しの保存方法等
- (1) 運送引受書には、運行単位（運行の開始から終了まで）毎に、一つの書面に上記2の全ての記載事項を網羅して記載することを基本とする。但し、必要に応じ、例えば、基本契約書と個別契約書とに組み合せることで、複数の書面により全ての記載事項を網羅し、運行単位毎に全ての記載事項を容易に確認できることも可能とする。
- (2) 運送引受書の写しの保存期間
- 運送の終了の日から1年間
但し、高速ツアーバス等に係るものは、運送の終了の日から3年間
- (3) 運送引受書の写しの保存期間
- 運送の終了の日から1年間
4. 実施
- 平成24年7月20日（金）以降の運送の申込みに係る運送引受書の交付及びその写しの保存から実施する。
但し、高速ツアーバス等に係るものは、同7月1日（日）以降の運送の申込みに係る運送引受書の交付及びその写しの保存から実施する。

Q83：改正運輸規則第7条の2第3項の「その額を記載した書類」を、運送引受書とともに保存することになったが、添付する書面は手数料額ではなくて、手数料率ではだめか？

また、具体的にどういった書面を運送引受書とともに保存しなければならないのか？

A：

- ・手数料額が確認できる書類を保存しなければならない。なお、手数料額には手数料率も含むものとする。
- ・年間で船車券契約等、手数料の基本契約書を交わしている場合は、基本契約書の手数料率が記載されている部分の写しを運送引受書に添付して保存しなくても、基本契約書の写しが運送引受書とともに保存されればよい（必ずしも「添付」することを求めていない。）
- ・単発で取引をする旅行会社等で基本契約がない場合は、運送ごとに取り交わした手数料率か手数料額を決定した書面の写しを、運送引受書とともに保存すること（必ずしも「添付」することを求めていない。）
- ・運輸局へ届出ている年間契約については、年間契約の運賃から手数料を支払っている場合は、基本契約書の手数料率が記載されている部分の写しを、運送引受書に添付して保存しなくとも、基本契約書の写しが運送引受書とともに保存されればよい（必ずしも「添付」することを求めていない。）

日バス協業第339号
平成28年11月1日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 上杉 雅彦

一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及び
その写しの保存の義務化についての一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの保存の義務化についての一部改正について、国土交通省自動車局長より通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 川合・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016



国自旅第199号の2
平成28年10月31日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及び
その写しの保存の義務化についての一部改正について

件名については、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達
したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。